



環乳第7024号
昭和44年4月7日

都道府県知事
各 政 令 市 長 殿

厚生省環境衛生局長

対香港輸出肉の取り扱いについて（通知）

標記について、最近食肉の対香港輸出が増加し、香港政府からその取り扱い施設、検査証明書の様式等について強い規制の申し入れがあったので、今般これが取り扱いに関し、別添のとおり「対香港輸出肉を取り扱うと畜場および食肉処理場の選定要領（以下「要領」という。）」を定めたので下記事項を留意のうえ、これが運営に遺憾のないようされたい。

記

1 対香港輸出肉（以下「輸出肉」という。）を取り扱う施設の選定について

(1) 都道府県知事は、要領に基づいて輸出肉を取り扱うと

畜場および食肉処理場の施設（以下「選定施設」という）を選定すること。

- (2) 都道府県知事が、選定施設を選定した場合は、と畜場にあつては別添様式¹、食肉処理場にあつては別添様式²による現況調書を添付のうえ、すみやかにその旨を厚生省環境衛生局長あて報告すること。

2. 輸出肉の検査証明書等について

- (1) 対香港輸出用鳥獣のと殺解体又は輸出肉の処理は、選定施設以外の場所において、これを行なつてはならないこと。
- (2) 輸出肉の検査証明書の発行は、選定施設の所在地を管轄する都道府県知事又は政令市長が行なうものとし、牛豚等の肉にあつては別添様式³、鶏肉にあつては別添様式⁴によること。

3 その他

- (1) 厚生省環境衛生局長は、輸出肉に関し衛生上不相当と認められる事例を認めた場合、都道府県知事に対し選定の取り消し等の処置を勧告する場合があること。
- (2) 検査証明書については、別添様式³又は⁴と異なる場

合は、香港政府側で輸入を拒否することがあるので十分注意されたいこと。

- (3) 昭和37年9月21日環発第364号「香港政府内に輸出する獣畜の証明について」（各都道府県知事，政令市長あて厚生省環境衛生局長通知）は，廃止すること。